

報第2号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、岐阜県立高等学校管理規則の一部改正について、次のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

令和7年4月18日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

第二条及び第三条 略

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 略

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

県立高等学校に新たに配置が必要となる職の設置に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

県立高等学校に置くことのできる特別の職として、「担当主幹」を追加（第22条の2第1項及び第2項）。

3 施行日

令和7年4月1日

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項中「管理監又は学校事務主幹」を「次に掲げる職」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 管理監又は学校事務主幹
- 二 担当主幹

第二十二條の二第二項中「及び学校事務主幹」を「学校事務主幹及び担当主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（新）

目次 略

第一章から第五章まで 略

第六章 職員組織

第十五条から第二十二條まで 略

（特別の職）

第二十二條の二 必要と認める学校に次に掲げる職をもつて充てる。

一 管理監又は学校事務主幹

二 担当主幹

2 管理監、学校事務主幹及び担当主幹は、上司の命を受け、その担任意務を処理する。

第二十二條の三から第二十九條の三まで 略

第七章から第十二章まで 略

付則 略

別表 略

別記第一号様式から別記第十三号様式まで 略

（旧）

目次 略

第一章から第五章まで 略

第六章 職員組織

第十五条から第二十二條まで 略

（特別の職）

第二十二條の二 必要と認める学校に管理監又は学校事務主幹を置き、事務職員をもつて充てる。

2 管理監及び学校事務主幹

は、

上司の命を受け、その担任意務を処理する。

第二十二條の三から第二十九條の三まで 略

第七章から第十二章まで 略

付則 略

別表 略

別記第一号様式から別記第十三号様式まで 略